

平成 18 年 11 月 14 日

各

位

会 社 名 日本ファルコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 山崎伸治
(コード番号： 3723 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役コーポレートユニット部長 阿部敬史
(TEL. 042-527-0555)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 12 月 20 日開催予定の第 5 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ①株主の皆様への利便の向上と公告掲載費用の削減を図るため、公告方法を電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第 4 条)。
- ②インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様へみなし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第 12 条)。
- ③取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第 23 条第 2 項)。
- ④社外監査役として、その期待される役割を十分発揮できるようにするため、社外監査役の責任限定契約に関する規定を新設するものであります。(変更案第 30 条 2 項)
- ⑤その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ・当会社に、取締役会、監査役を置く旨の定め。
- ・当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

(2) その他、上記各変更に伴う条文の変更並びに一部規定の新設・削除・変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙(新旧対照表)の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 12 月 20 日(水曜日)
定款変更の効力発生日 平成 18 年 12 月 20 日(水曜日)

以上

＜定款変更の内容＞

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法) 第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p>
<p>(発行する株式の総数) 第5条 会社の発行する株式の総数は、348,000株とする。 (新設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、348,000株とする。 (株券の発行) 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p>	<p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>
<p>(基準日) 第7条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、端株の買取り、株券喪失登録の手続き、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当会社の株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取り、株券喪失登録の<u>手続、届出の受理その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、<u>議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年9月30日とする。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第16条 当社は、<u>取締役会を置く。</u></p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> (取締役会の招集及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> (新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>2 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</u> (取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u> (新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第23条 (条文省略) (報 酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬は、<u>株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> (取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u> (取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u> (削 除)</p> <p>第24条 (現行どおり) (報 酬 等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第25条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1第5号の行為に関する取締役(取締役だった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、商法第266条第19項各号に定める金額の合計額とする。</u> (新設)</p> <p>第26条 (条文省略) (選任方法)</p> <p>第27条 (条文省略) 2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任 期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(報 酬) 第29条 監査役の報酬は、<u>株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第30条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役だった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> (新 設)</p> <p>(営業年度および決算期) 第31条 当社の<u>営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。</u> (利益配当金)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、<u>取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(監査役の設定) 第27条 <u>当社は、監査役を置く。</u> 第28条 (現行どおり) (選任方法) 第29条 (現行どおり) 2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(報 酬 等) 第31条 監査役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第32条 当社は、<u>監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(事業年度) 第33条 当社の<u>事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</u> (剰余金の配当の基準日)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第32条 当社の利益配当金は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは当社はその支払義務を免れる。</p>